

令和7年度 保育士等キャリアアップ研修 開催要項 【乳児保育】【保護者支援・子育て支援】(eラーニング)

1.目的

保育現場においてリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」を実施するとともに、より保育士等の専門性・資質の向上を図るとともに、保育の専門職としての保育人材の育成、待遇改善につなげることを目的とします。

2.実施主体 島根県

3.実施機関 社会福祉法人島根社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター)
(委託先: 4月以降決定予定)

4.研修分野・実施期間・定員

研修分野	実施期間	定員
乳児保育	令和7年(2025) 5月15日(木)～6月30日(月)	300名
保護者支援・子育て支援		200名

○研修実施方法・内容

- ・パソコン等のインターネット利用した講義（動画視聴）および演習（ワーク）。受講完了後の報告書（レポート）、アンケートの提出。
- ・厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（平成29年4月1日付雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施します。

5.参加対象者

経験年数が概ね3年以上の保育士（園長・主任保育士を除く）。※左記に該当しない方でもお申し込みは可能ですが、定員に達した場合は受講を制限することがあります。

6.申込方法・受講決定・受講料等

(1) 申込期間 令和7年3月17日(月)～4月15日(火) 13時まで受け付けます。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。

※申し込みは基本的に事業所を通しておこなってください。（個人での申込はできません）

○申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ (<https://www.shimane-fjc.com/>)」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込んでください。

○期限を過ぎての受講申込は受け付けません。

○『研修受講サポートシステム』に個人の情報を入力されるときは、生年月日、保育士登録番号、氏名等お間違いのないよう、十分ご注意ください。

○『研修受講サポートシステム』の申込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 受講決定

- ①受講を決定した場合、締切後概ね 10 日前後で「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方にはその旨お知らせします。
- ②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消しされる場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし返金にかかる手数料はご負担頂きます。
- ③e ラーニングの視聴 ID・パスワード等は別途委託業者から、システムへ登録いただいたメールアドレス（事業所）へ送信されます。
- ④受講決定通知を受けた受講者の方には各事業所へ研修テキストを委託業者より送付します。
- ⑤e ラーニング受講に必要な視聴環境等（インターネット環境や動画再生・音声出力・WEB カメラによる顔認証が出来るパソコン等）は各事業所で準備してください。
- ⑥基本的には集合研修同様、研修を受ける体制で、事業所にて受講をしていただきます。原則として事業所以外の自宅等からの受講は認められません。（視聴時間、視聴進捗状況は実施機関で管理します）
- ⑦研修受講にあたっては、各事業所内で受講計画を立てて受講をお願いします。

(3) 受講料等

受講料 ひとり 3,000 円（消費税非課税）

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振入手数料はご負担ください）

7.修了認定について

- （1）全科目の履修を修了の前提とします。
- （2）受講者が研修（15 時間）を受講し、実施機関がレポートの提出・動画視聴時間等を確認した後島根県より修了が認定された方には、後日修了証書を交付・発送します。
- （3）以下の事に該当する場合、修了証書の発行はできません。
 - 1.受講者以外の者が代わりに受講した場合
 - 2.休憩時間や休日・就業時間外に視聴した場合
 - 3.レポートが未提出だった場合
 - 4.全部視聴しなかった場合

8.問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階
社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当：上谷・増田
TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-5956 HP：<https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿の作成・名札等、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。